

圧力調整器の取扱い注意事項

圧力調整器を安全にご使用していただくために、下記の内容をよくお読みください。

1 取り扱い・接続

1. 圧力調整器は、各部品をねじ込んで組み立てられているので、持ち運び、取り付け時等は、調整器本体を持って、各ねじ込み部が緩む様な力を加えないでください。また、粗雑な取扱いは避けてください。
2. 使用しない時は、圧力調整ハンドルはフリーにしてください。
3. 内部にゴミが入らない様、配管内・継手部等を十分に清掃し接続してください。
4. IN、OUTを間違えないで配管してください。また、OUT側からの加圧は行わないでください。
5. 圧力調整器が高圧仕様か低圧仕様かを確認してから取り付けてください。
6. ボンベへの取り付けの場合、新しいボンベパッキンに換え、スパナを用いて確実に取り付けてください。
7. 圧力調整器にガスを供給する前に、付属の圧力計の指針が、『0MPa』を指していることを確認してください。

2 ガスの供給

1. 腐食性ガス配管は、ボンベ交換などの時にパージをしっかりと行ってください。
2. 低圧仕様の圧力調整器に高圧を加えないでください。
3. 圧力調整器に高圧をかける際は、圧力調整器、圧力計の正面には立たないようにしてください。
4. 衝撃的な加圧は避け、ゆっくりと入口側から圧力を加えてください。
5. 圧力調整ハンドルを押し込んだまま、急激なガス加圧動作（バルブ操作）はしないでください。

3 ガスの放出

1. ガスの放出時は、ゆっくりとバルブを開けてください。
2. 最大流量での急激なガス放出は行わないでください。

4 その他

1. 異種ガスに共用しないでください（パージ用の不活性ガスを除く）。残留ガスと反応し、生成物の発生・発火等の危険があります。
2. 圧力調整器は、逆止弁の効果は無いので、逆止弁として使用しないでください。入口圧力より、出口圧力が高くなった場合、出口圧力が調整弁を押して入口側へ逆流する場合があります。

圧力調整器の点検周期

圧力調整器は、次の内容についての定期点検を実施してください。

- ①減圧機構は正常か。
- ②ガス漏れはないか。
- ③圧力計、安全弁等の付属機器は正常に動作するか。

点検周期については、使用条件、状態によって多少の違いは考えられますが、一般的には、右表の内容を基準に実施してください。

種別	周期	不活性ガス	支燃性ガス	可燃性ガス	毒性ガス	
始業、終業点検	作業時毎（始、終業時）	○	◎	◎	◎	
作業中点検	1日1回以上	—	◎	◎	◎	
定期点検	短期	1回 / 1週間	—	—	—	○
	中期	1回 / 1ヶ月	—	○	○	○
	長期	1回 / 6ヶ月	○	○	○	○
保守点検	中期	1回 / 6ヶ月	—	—	—	○
(メーカー点検)	長期	1回 / 1ヵ年	○	○	○	○

※1：◎印の項は、法令にて実施を義務付けられています。

※2：点検要領は、機種・ご使用条件等により異なりますのでご相談ください。